事業系ごみの処理方法

会社や商店、飲食店、医院、農林漁業などの事業活動から生じた「事業系ごみ」は、ごみステーションに出すことはできません。
廃棄物処理法に基づき、事業者自らの責任で適正に処理する必要がありますので、以下の方法により処理をお願いします。



＜事業系一般廃棄物＞

・紙くず（廃棄書類、紙製容器など）
・木くず（剪定枝、木製文具など）
・繊維くず（天然素材のもの）
・厨芥類（生ごみ）





ごみ焼却施設へ直接持込み
・ごみ袋を使う場合、中身が確認できる透明、半透明の袋を使用してください。
・処理料金…10kgにつき150円

・粗大ごみ（木製）



一般廃棄物収集運搬業・処分業許可業者へ処理を依頼又は直接持込み
・許可業者は、鶴岡市HPでご確認ください。

・紙類（新聞、段ボール等資源物）




資源回収業者に処理を依頼又は直接持込み

＜産業廃棄物＞

・廃プラスチック類（プラ容器、ビニール、合成繊維くずなど）
・金属くず（スチール・アルミの空き缶、刃物類など）
・ガラスくず・陶磁器くず（空きびん、陶磁器など）
・廃油



など、法律で定められた20種類の廃棄物

産業廃棄物収集運搬業・処分業許可業者に処理を依頼又は直接持込み
・許可業者については、山形県庄内総合支庁環境課（☎66-2111）にお問合せください。